

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。
(こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。)

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。(消費税額も含む。)

見積額は消費税込(税率10%)の金額をご記入ください。(うち消費税の金額は必ず明記してください。)

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 お客様サービス推進部長」宛にしてください。(見積公告別紙宛先参照)

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0(ゼロ)」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0(ゼロ)を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。
(「0(ゼロ)」を押して忘れずと、別の番号に送信される恐れがあります。)

○参加資格

納品予定物品のカタログ及び仕様のわかる資料を令和8年 7月 15日(水) 17時までに仕様書記載の所管部署宛に提出する必要があります。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。
決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。
また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年7月21日(火) 午前11時まで(必着)

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年7月23日(木) 午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部揭示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送(契約事業者のみ)

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

(納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの)

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村(TEL: 03-6892-0722)

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

仕様書

件 名	自動体外式除細動器（AED）の賃貸借（コールセンター分）
機器構成	1 AED一式：6セット （1）AED本体：1 台 寸法 高さ 140 mm×幅 280 mm×奥行 320 mm以下とする （2）バッテリー：1 個 （3）電極パッド：2 組（本体 1 組、予備 1 組） （4）収納用キャリングケース：1 個 （5）AED用救急セット ①人工呼吸用マウスピース又はシート：1 個 ②救急用ハサミ：1 個 ③脱毛用テープ又は除毛用剃刀：1 個 ④使い捨て手袋（ニトリルゴム製等）：1 組 ⑤汗等水分拭用布：1 枚 （6）取扱説明書（日本語）：1 部 救命の手順、AED異常時の問合せ先（コールセンターの電話番号）等が記載されていること。 （7）AED設置表示ステッカー：1 枚 2 AED 収納ボックス（ボックス型） 6個 上記、AED を収納できること。固定の必要はなし。 3 AEDに関する研修用動画の提供 1 枚 ファイル形式はMP4 とする。 設置した拠点全てが、契約期間内に定期的に利用するものとする。
機器仕様	（1）非医療従事者向けAEDとして医薬品医療機器法の基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確保されている機器であること。 （2）日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に準拠した機種であること。 （3）本契約にかかる入札の執行時点において最新の製品又は同等のもので、かつ未使用のものであること。 （4）二相性波形除細動器であること。 （5）使用時の心電図波形データを保存する機能を有すること。 （6）未就学児にも対応できるものであること。 （7）予備用電極パッドは、ケース内に収納できること。 （8）電気ショックが必要であると判断したのちに、心電図波形が電気ショックを与えるべきでない状態に変化した場合、電気ショックをキャンセルする機能を有すること。 （9）セルフテスト機能を有し、万一異常がある場合は、音と表示によって異常を知らせること。

	(10) セルフテストは自動で毎日実施できること。また、その履歴を後で確認することができること。 (11) 心肺蘇生法の手順を日本語の音声でコーチングする機能を有すること。 (12) 防塵性、耐水性は I E C 60529 I P 55 に準拠していること又はこれ以上であること。 (13) (一般社団法人) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会より「耳マーク」の複製・利用について承諾を得た A E D であること。
設置台数	別紙 1 のとおり
賃貸借期間	令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日
機器納期	賃貸借開始期間の前営業日まで
設置場所	別紙 1 のとおり
納品に係る注意事項	・ 設置は 9 : 00 ~ 17 : 00 の間に行うこと。詳細の日程は業者決定後、拠点担当者と協議した上で、設置予定表を所管部署に提出すること。 ・ 設置にあたり車両を利用する場合は、事前に納品拠点に対し、車両申請を行うこと。 ・ 搬入経路等については、別途、納品先の拠点と事前協議をすること。 ・ 設置の際には、床、壁面、エレベータ内、その他損傷の恐れがあると判断される部分については適宜の方法で必要な養生を行い、損傷を与えないよう十分留意し、万が一、設置の際、他の備品・施設等への損害を与えた場合には、受託事業者の負担により原状回復、または程度に応じて取替えをすること。 ・ 梱包・養生資材は持ち帰るとともに、開梱時及び養生脱着時に発生した塵芥についても処理し、建物内に残さないこと。 ・ その他、敷地内における作業は建物管理者の指示に従うこと。また、各拠点に立ち入る際に知りえた情報を公言しないこと。
費用の見積に関する注意事項	・ A E D 一式あたりの月額賃貸借料（レンタル料）（税抜）をもとに算出すること。 ・ 仕様書等に関し質問がある場合、令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時までに「質問書」（別紙 2）により、下記所管部署宛てに FAX で提出すること（FAX 送信後、電話により到着確認を行うこと）。回答については、令和 8 年 7 月 14 日（火）18 時までに行う予定。 ・ 納品予定物品のカタログ及び仕様のわかる資料を令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時までに下記所管部署に郵送で提出し、適格品である旨の了承を得ること。合否については、令和 8 年 7 月 17 日（金）17 時までに電話にて回答する。 ・ 調達物品の運搬、設置、取り外し、納品等に付随する作業についても本調達に含まれること。 ・ 搬入に要する経費は、受託事業者の負担とし、その他、本仕様の内容にかかる費用全てを経費として見込むこと。

その他	・バッテリー、電極パッド及びAED用救急セット等の消耗品の定期交換は、使用期限までに受託事業者が行うこと（郵送での対応も可とする）。定期交換に係る経費は賃貸借料に含むこと。なお、郵送で行う場合は、設置場所全てにおいて定期交換を行ったことを書面等により確認し、本部に定期交換完了の報告を書面で行うこと。定期交換に係る経費は賃貸借料に含むこと。 ・使用した消耗品（附属品を含む）の交換にかかる経費は、賃貸借料に含むこと。 ・盗難等の保険料は、賃貸借料に含むこと。 ・本体の補償期間は、納入日から賃貸借契約満了日までとする。 ・機器の設置費用は、受託事業者の負担とすること。 ・AED本体に契約期間を記載すること。 ・設置場所の職員に対する取扱説明は、受託事業者が納品場所にて行うこと。 ・機器の不具合等により、プログラム等を変更する必要がある場合は、受託事業者の責任で対応すること。 ・故障などに備え、365日24時間対応できるコールセンターを有すること。 ・納品された機器等品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。 ・定期交換等、現地で作業を行う場合は、作業予定日の3営業日前までに、対象拠点の担当者へ連絡し作業日程を調整すること。 ・再委託に関する申請及び承認 - 業務の区分 当該業務の実施にあたり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者への委託（以下「再委託」という。）することは認められないものとする。 主体的部分の業務⇒機構との連絡窓口、履行状況等の全体管理、契約金額の請求 主体的部分を除く業務⇒主体的部分の業務以外 - 再委託に関する申請及び承認 主体的部分の業務以外の各業務について、再委託を行う場合については、再委託先の名称等を明らかにし、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、その他機構が別途定める内容について記載した申請書類（任意）を作成し、所管部署に対して申請を行い、その承認を受けなければならない。 また、機構は、再委託先の業務品質が機構の要求水準を満たさない場合又は社会通念上の不適切な行為が発覚した場合においては、協議の上、その承認を取り消すことが出来る。 - 第三者への管理責任 第三者へ再委託した業務における管理責任、事故の報告義務、その他一切の責任を受託事業者が負うこととする。 ※グループ会社であっても、法人格が異なる場合は、全て第三者とみなす
------------	---

	ため、当該会社にて業務を行う場合は申請をおこなうこと。 ・その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定する。 ・本調達に係る問い合わせは、全て下記所管部署に行うこと。 ・設置拠点からの問い合わせや納入機器に対する説明等について、丁寧かつ速やかに対応すること。
所管部署	日本年金機構お客様サービス推進部 コールセンター管理グループ 担当 鈴木、長野 連絡先 ０３－６８９２－０８１１

	拠点名	所在地	設置 予定階	設置 台数	駐車場の 有無	搬入車両の 制限	E V有無
1	第 1 コールセンター	東京都品川区南大井	5 階	1	荷捌場あり	高さ 2.1 メートル未満	あり
2	第 2 コールセンターA	福岡県福岡市博多区 博多駅東	2 階	1	あり	制限なし	なし
3	第 2 コールセンターB	福岡県福岡市博多区 博多駅東	6 階	1	荷捌場あり	高さ 3 メートル未満	あり
4	第 3 コールセンター	宮城県仙台市若林区 新寺	6 階	1	荷捌場あり	高さ 2.6 メートル以下	あり
5	幕張センター	千葉県千葉市美浜区 中瀬	1 1 階	1	荷捌場あり	高さ 3.5 メートル以下	あり
6	広島センター	広島県広島市中区 大手町	1 0 階	1	なし	－	あり

※詳細な住所及び連絡先は業者決定後、連絡します。

※第 2 コールセンターA・B については、別建物です。

★仕様書（別紙含む）への質問は、本様式を参考に質問書を作成し、期限までにFAXにて提出してください。

自動体外式除細動器（AED）の賃貸借（コールセンター分）の仕様書に対する質問書

日本年金機構 理事長代理人
お客様サービス推進部長 高橋 寿幸 殿

令和 年 月 日提出

住 所：

会社名：

担当者：

連絡先

TEL：

FAX：

項 番	質問事項	回 答
1		
2		
3		
4		

【質問書提出期限】令和8年7月10日（金）17時

【質問書提出方法】FAX：03-6892-0759

【質問書の提出先】日本年金機構 お客様サービス推進部 コールセンター管理グループ
担当：鈴木、長野

※FAX送信後、電話にて到着確認を行うこと。（TEL：03-6892-0811）

※質問があった場合は、質問内容及びその回答を日本年金機構ホームページに掲載します。

（回答は令和8年7月14日（火）18時頃までに掲示予定）

賃貸借契約書(案)

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、対象物品の調整及び対象物品等を甲の指定する場所に設置及び撤去（搬出入を含む。以下同じ。）する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契 約 件 名 自動体外式除細動器（A E D）の賃貸借（コールセンター分） 一式

契 約 金 額 _____ 円（うち消費税等額 _____ 円）

[支払内訳]

各月分は、_____ 円（うち消費税等額 _____ 円）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（物品の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了しなければならない。

2 乙は、仕様書等に定める物品（以下「対象物品」という。）を甲の指定する場所に搬入、設置し、甲に使用させ、甲は、その使用の対価を乙に支払うものとする。

3 乙は、対象物品が常に正常な状態で使用し得るよう協力し、甲の円滑な業務遂行に資するよう努めなければならない。

（法令遵守等）

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(賃貸借期間等)

第4条 賃貸借期間、履行期限及び設置場所は、次のとおりとする。

賃貸借期間：令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

履行期限：仕様書等のおり

設置場所：仕様書等のおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(対象物品の管理等)

第6条 甲は、対象物品の保全のため、善良な管理者の注意をもって対象物品を管理することとする。

2 甲は、対象物品に故障及び破損その他修理の必要が生じた場合には、乙に対して、当該対象物品の修理又は交換等を要求することができる。

3 前項の場合、乙は直ちに同等の性能を有する対象物品を使用できるよう取り計らう義務を負うものとする。

4 前項にかかる費用については、契約金額に含まれることとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその処置を講じた場合は、この限りではない。

5 甲の責に帰すべき事由により、対象物品が破損又は紛失した場合は、甲は乙に対してその損害の実費を補償することとする。

6 甲は、対象物品を第三者の権利の目的物とすることができない。

(立入り)

第7条 乙は、対象物品の保全等のため、事前に甲の許可を受け、第4条に規定する設置場所へ立ち入ることができる。

(設置場所の変更)

第8条 甲は、第4条に規定する設置場所より、対象物品を移動しようとする場合においては、事前に乙に対してその旨を通知し、協議するものとする。

2 前項に伴い、賃貸借期間満了後の撤去費用が変更となる場合においては、甲乙協議するものとする。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第9条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第10条 乙は、やむを得ない事情により本契約の仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(災害時の対応)

第11条 乙は、第4条に規定する設置場所において、火災その他非常事態が発生した場合は、甲に協力して、甲の業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

(検査)

第12条 甲は、月ごとに甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）をもって、本契約の履行状況について、毎月月末の翌日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって当該月にかかる業務を完了したものとする。

(監督)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第14条 甲は、乙に対し、随時に当該業務に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

2 甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、必要な報告を求めることができるものとする。

3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。

4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。

6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第15条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故報告等)

第16条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。

(2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。

2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。

3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報

道を含む。)等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第14条による調査等及び前条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の日割計算）

第17条 乙の責に帰すべき事由によって、甲が対象物品の一部を使用できなかった期間が発生した場合の対価については、当該対象物品にかかる月額相当額を30で除した金額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）に当該月における使用できなかった日数を乗じて得た金額を当該月額相当額から減額した額とする。

（対価の支払）

- 第18条 乙は、第12条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第19条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端

数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第20条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第21条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理人に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(著作権等)

第22条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

(履行不能等の通知)

第23条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込み

がなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第24条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙の対象物品が契約の内容に適合しない場合において、第35条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第29条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第4条に規定する履行期限内に対象物品の設置を完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受

けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。

(23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。

4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき物品が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第25条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第12条第1項の規定による検査が完了した期間に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項に規定する違約金額が、第27条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場

合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第27条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第24条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

3 第24条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第25条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第35条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。

5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

第28条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第29条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつて

は、その役員又は使用人。以下同じ。) に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出

しているとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為にかかる損害賠償）

第31条 第29条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金）

第32条 乙が第30条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（施設、機器等の使用）

第33条 甲は、甲の構内において、乙が本契約を履行する場合については、当該設置場所における施設機器及び電力等は無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

（補償事項）

第34条 乙は、本契約に基づいて行った本契約の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（契約不適合責任）

第35条 甲は、引渡しを受けた対象物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第36条 甲は、対象物品が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(知的財産権)

第37条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに対象物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

第38条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第39条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第40条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第41条 本契約に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第42条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第16条第1項から第3項まで及び第6項、第19条、第24条第3項、第27条、第30条、第32条、第34条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
お客様サービス推進部長 高橋 寿幸 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印